

## 株式会社ネオ・モルガン研究所 倫理委員会 内規

### (目的)

第1条 株式会社ネオ・モルガン研究所（以下「当社」という）において行われる不均衡進化理論を応用した研究開発（以下「当該研究開発」という）が、生命倫理に基づくか、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」および「ヘルシンキ宣言」を遵守しているか、および社会通念に著しく反するものでないかについて審議することを目的として、当社に「不均衡進化理論を応用した研究開発に関する倫理委員会」（以下「本委員会」という）を置く。

### (本委員会および委員の責務)

第2条 本委員会は、第1条に定める目的に則り、当該研究開発を実施することが適正であるか等について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、当社の取締役会に対して文書により意見を述べなければならない。

2. 本委員会は、当社の取締役会に対して、実施中の当該研究開発に関して、その研究計画の変更、中止またはその他必要と認める意見を述べることができる。
3. 本委員会の委員は、職務上知り得た当社に関する情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

### (委員)

第3条 本委員会は、当社の役員、従業員、顧問のいずれかに該当する内部委員と、いずれにも該当しない外部委員によって構成される。

2. 外部委員は、倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、および一般の立場の者から構成する。
3. 委員は当社の取締役会が指名し、指名された者から当社の取締役会への就任承諾書の提出をもって就任とする。
4. 外部委員は、3名以上とする。
5. 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者または一般の立場の者とする。
6. 内部委員は、2名以上とする。
7. 本委員会は、男女両性で構成する。
8. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
9. 委員が辞任することを希望する場合は、当社の取締役会にその旨を申し出、取締役会の承認をもって辞任できるものとする。

### (委員長および副委員長)

第4条 本委員会に委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
3. 委員長は会務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
4. 委員長が職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。委員長および副委員長が職務を代行できない場合は、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (事務局)

第5条 本委員会の運営管理に関する事務処理のため、事務局を設置する。

2. 事務局は、議案の整理、必要事項の調査、議事録の作成およびその他本委員会および会議を円滑に運営するための準備を行う。

(会議の運営)

第6条 当社からの要請を受けて、委員長が会議を招集する。

2. 本委員会の会議は、委員の過半数(端数は切り捨て)の出席をもって成立する。
3. 審議または採決の際には、人文・社会科学面または一般の立場の委員が1名以上出席する必要がある。
4. 当社の代表取締役、審査対象となる研究開発の研究開発責任者および研究開発担当者は、当該審議または採決に参加してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することができる。
5. 審査対象の研究開発の実施を可とする判定には、会議の出席委員全員の同意を必要とする。
6. 前各項に関わらず、委員長が適切と判断した場合には、会議を召集せず、電子メール等の方法により審議および採決を行うことができる。
7. 前項の場合にも、審査対象の研究開発の実施を可とする判定には、委員全員の同意を必要とする。

(審査記録の保存期間)

第7条 本委員会に関連する資料等は、会議の開催された日から5年間、事務局にて保存する。

(情報公開)

第8条 本委員会の構成、委員の氏名、所属およびその立場についてはこれを公開する。

2. 議事の内容は具体的に明らかとなるように公開する。
3. 前項にかかわらず、人権、研究の独創性、知的財産権の保護、競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある場合は、本委員会の決定により非公開とすることができる。ただし、この場合、本委員会は非公開とする理由を公開する必要がある。

(規程の改正)

第9条 本内規を改正する必要がある場合は、出席委員全員の同意をもって改正することができる。

(施行)

第10条 本内規は平成17年3月1日より施行する。

以上